

株 主 各 位

大分市下郡北三丁目14番6号
株 式 会 社 T M H
代表取締役社長 榎 並 大 輔

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tmh-inc.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「TMH」又は「コード」に当社証券コード「280A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

【福岡証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サイト）】

<https://www.fse.or.jp/listed/search.php/>

（上記の福証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名」に「TMH」又は「コード」に当社証券コード「280A」を入力・検索し、「詳細情報」を選択して、「株主総会招集通知」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年2月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年2月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大分市高砂町2番48号
ホテル日航大分 オアシスタワー 3階 紅梅の間
3. 目的事項
報告事項 1. 第14期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）及び監査役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件
4. 招集にあつての決定事項 議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ※ 本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会計監査人の状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2024年12月1日から
2025年11月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、底堅く推移いたしました。一方、世界に目を向けると、米国における通商政策を巡る不確実性が継続し、関税措置を背景とした貿易摩擦の長期化懸念が意識されております。また、中国における不動産不況から連鎖した内需低迷などによる成長鈍化リスクに加え、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や中東地域における地政学的緊張の高まり、台湾有事リスクや日中関係の悪化など、国際情勢は引き続き不安定な状況にあり、世界経済は依然として不透明感が残存しております。

半導体業界では、生成AIの急速な普及を背景としたデータセンター投資が引き続き拡大しているほか、PC・スマートフォンへのAI機能搭載の本格化により、高性能ロジック半導体およびメモリを中心とした需要が堅調に推移しております。加えて、日常生活を支える電子機器や自動車などの社会インフラ分野における半導体需要は中長期的には底堅く、レガシーからミドルノードに至る幅広い領域で、用途に応じた安定的な需要が見込まれております。他方、米中摩擦の影響を受け、中国における半導体関連投資には抑制的な動きも見られ、今後の市場環境を注視する必要があります。

国内では、2025年10月にTSMC熊本第2工場の着工が開始されるなど、半導体関連企業の集積による九州経済の活性化が期待されております。また、Rapidusは、政府の先端半導体への支援策を背景に、2027年に2nm世代チップの量産開始を計画するなど、国内半導体産業の中長期的な成長への期待が一段と高まっております。

このような状況の中、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高8,628,372千円、営業利益355,605千円、経常利益338,459千円、親会社株主に帰属する当期純利益249,244千円となりました。当連結会計年度の売上高の主な内訳は、アジア向けが7,401,156千円（うち中国向けが7,280,577千円）、国内向けが1,221,092千円（主にキオクシア等の国内半導体メーカー向け）となっております。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っていません。

また、当社は2025年7月にTMH KOREA Inc.を連結子会社として設立いたしました。同社の決算日は9月30日であり、当連結会計年度末における連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用しており、当連結会計年度末までの期間に発生した重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

なお、当社グループは半導体製造フィールドソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当社は2024年12月4日に東京証券取引所グロース市場および福岡証券取引所Q-B o a r dへ上場いたしました。上場を通じて資本市場からの資金調達手段の多様化および経営基盤の強化を図るとともに、企業認知度の向上により事業拡大を加速してまいります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました当社の設備投資の総額は22,884千円であります。

その主なものは、ソフトウェア開発によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、当社は東京証券取引所グロース市場および福岡証券取引所Q-B o a r dに上場いたしました。この上場にあたり、以下のとおり公募増資および第三者割当増資を行い、総額で363,078千円の資金調達を行いました。

区 分	発行株式数	調達金額	払込期日
公募増資	190,000株	262,200千円	2024年12月3日
第三者割当増資	73,100株	100,878千円	2025年1月8日

上記のほか、ストック・オプションの行使により68,750株の新株式を発行し、35,103千円の払い込みを受けました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第11期 2022年11月期	第12期 2023年11月期	第13期 2024年11月期	第14期 (当連結会計年度) 2025年11月期
売 上 高 (千円)	—	—	—	8,628,372
経 常 利 益 (千円)	—	—	—	338,459
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	—	249,244
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	67.73
総 資 産 (千円)	—	—	—	2,770,148
純 資 産 (千円)	—	—	—	1,424,266
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	385.13

(注) 第14期より連結計算書類を作成しているため、第13期以前の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第11期 2022年11月期	第12期 2023年11月期	第13期 2024年11月期	第14期 (当事業年度) 2025年11月期
売 上 高 (千円)	1,698,753	1,747,118	6,017,239	8,326,946
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	246,079	△353,508	306,043	311,023
当 期 純 利 益 (千円)	216,695	116,577	272,504	225,995
1株当たり当期純利益 (円)	65.40	34.89	80.95	61.41
総 資 産 (千円)	2,766,402	1,697,287	3,817,184	2,744,730
純 資 産 (千円)	368,684	509,262	781,766	1,405,943
1株当たり純資産額 (円)	△36.65	5.66	232.24	380.18

(注) 1. 第12期については、急激な円安および物価高による原価率の上昇、積極的な人材投資ならびに受注キャンセルによる前受金の返金に伴う為替差損の計上などにより経常損失を計上しております。一方、特別利益として受注キャンセルによる受取補償金を計上したことにより当期純利益を計上しております。

2. 第13期以前、当社が発行していた種類株式について、その株式の内容より「普

通株式と同等の株式」として取り扱っていたことから、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式に含めて算定しております。なお、種類株式のすべてについて、取得請求権の行使により、2024年7月1日付で自己株式として取得し、その対価として種類株式1株につき、普通株式1株を交付し、取得した種類株式を同日付ですべて消却いたしました。

3. 第12期以前の「1株当たり純資産額」については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。また、優先株式は残余財産を優先して配分された後の残余財産について普通株式と同様の権利を持つことから、1株当たり純資産額の算定に用いられる普通株式と同様の株式としております。なお、優先株式のすべてについて、取得請求権の行使により、2024年7月1日付で自己株式として取得し、その対価として優先株式1株につき、普通株式1株を交付し、取得した優先株式を同日付ですべて消却いたしました。
4. 当社は、2024年7月2日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年7月31日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
TMH KOREA Inc.	500,000千 ウォン	100.0%	半導体製造フィールドソ リューション事業

(4) 対処すべき課題

半導体業界は、AI・データセンター向け投資の拡大や自動車の電動化、IoTの進展を背景に、中長期的な成長が期待されております。一方で、地政学リスクやサプライチェーンの再編、人材不足といった構造的課題も顕在化しており、事業環境は引き続き変化の大きい状況にあります。

このような環境下において、当社は半導体製造ソリューション事業を中核として、顧客ニーズに即した付加価値の高いサービス提供を通じ、持続的な成長と企業価値の向上を目指し、以下の課題に取り組んでまいります。

① 人材の確保および育成（人的資本経営の推進）

事業の拡大および高度化を実現するためには、優れた経験や専門的な知見を有する人材の確保と育成が不可欠です。特に、エンジニアリング力を基盤とする当社においては、事業規模の拡大に応じたエンジニアの継続的な確保が重要な課題となっております。

加えて、営業分野における提案力の強化や、部品調達に精通した人材の確保、新規事業の立ち上げを担う人材、さらには事業基盤を整備・支える管理部門の人材についても、計画的な確保を進めていく必要があります。

また、今後のグローバル展開の拡大を見据え、国籍や年齢、性別にとらわれない多様な人材の活躍を促進し、組織としての柔軟性と競争力の強化を図ってまいります。

あわせて、人的資本経営の観点から、新任管理職を対象とした外部研修の導入や、社員の健康維持・働きやすさ向上を目的としたストレスチェック、社員満足度調査の定期的な実施、ワークライフバランスを考慮した休暇制度の整備などを通じて、社員一人ひとりが長期的に活躍できる環境づくりに取り組んでおります。

② 半導体製造ソリューション事業における事業・サービスの拡充

当社はこれまで、部品販売・修理サービス、装置販売サービスを通じて、顧客である半導体工場の安定稼働を支援してまいりました。

今後は、これまでに培ってきた知見や経験を基盤として、半導体製造装置および付帯設備の販売、ならびに導入後のメンテナンス等のサービス領域を新たに拡充し、従来のサービスと組み合わせることで、より付加価値の高いソリューションの提供を目指してまいります。

さらに、人材プラットフォーム「LAYLA-HR」を中核に、半導体業界向けメディアサイト「SEMICON.TODAY」による情報発信を起点として、人材、情報、サービスを横断的に連携させ、従来の個別サービスにとどまらないトータルソリューション事業の高度化を図ってまいります。これにより、

顧客の事業運営を多面的に支援し、当社ならではの価値提供と競争力の向上を実現してまいります。

③ IR活動の推進

当社は、株主および投資家の皆さまとの建設的な対話を重視し、企業価値の適正な評価と中長期的な成長への理解を深めていただくため、積極的なIR活動を展開しております。

決算説明会をはじめ、経営方針や成長戦略、事業の進捗に関する情報を分かりやすく発信することで、透明性の高い情報開示に努めてまいりました。

今後は、従来の枠組みにとらわれることなく、SNS等の新たな情報発信手段の活用も含め、より多様なステークホルダーに対して当社の事業内容や成長性を伝える取り組みを強化してまいります。これらのIR活動を通じて、当社の認知度向上を図るとともに、持続的な事業成長への理解と支持の獲得を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年11月30日現在)

越境ECプラットフォーム等を利用した部品販売・修理サービス
エンジニアリング力を活用した装置販売サービス

(6) 主要な事業所 (2025年11月30日現在)

① 当社

本 社	大分県大分市
支 店	中部支店 (三重県四日市市)
支 店	関東支店 (東京都港区)
支 店	九州支店 (熊本県菊池市)
出張所	東北出張所 (岩手県北上市)

② 子会社

TMH KOREA Inc.	韓国 (平澤市)
----------------	----------

(注) 2025年7月15日付で、TMH KOREA Inc. を設立しました。

(7) 使用人の状況 (2025年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
45名	-

- (注) 1. 使用人数は、正社員の人数です。パート社員は含んでおりません。
2. 当社グループは、半導体製造フィールドソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43名	4名増	43.6歳	3.3年

(注) 使用人数は、正社員の人数です。パート社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	224,250千円
株式会社大分銀行	79,984千円
株式会社日本政策金融公庫	69,490千円

2. 株式の状況（2025年11月30日現在）

- | | | |
|--------------|------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 13,250,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 3,698,100株 |
| (3) 株主数 | | 1,722名 |
| (4) 単元株式数 | | 100株 |

(5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
ET Family Asset株式会社	2,000,000株	54.08%
SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合	250,000株	6.76%
榎並大輔	99,500株	2.69%
INTERACTIVE BROKERS LLC	92,100株	2.49%
LIN SHU-HUNG	75,000株	2.02%
LIN SHU-HSUAN	75,000株	2.02%
九州アントレプレナークラブ 2号投資事業有限責任組合	69,500株	1.87%
藤本茂	68,200株	1.84%
CBC株式会社	62,500株	1.69%
関真希	55,000株	1.48%

(注) 自己株式は保有しておりません。

(6) その他株式に関する重要な事項

2024年12月3日を払込期日とする公募増資および2025年1月8日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は263,100株増加しております。

また、当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が68,750株増加しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2025年11月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	榎 並 大 輔	
取 締 役	香 月 賢 一	戦略SCM事業部長
取 締 役	関 真 希	経営管理部長
取 締 役	野木村 修	
常 勤 監 査 役	成 迫 好 洋	株式会社Be win社外監査役
監 査 役	生 野 裕 一	弁護士法人アゴラ弁護士 株式会社グランディーズ社外監査役 江藤酸素株式会社社外監査役 株式会社江藤製作所社外監査役 江藤産業株式会社社外監査役
監 査 役	辻 英 人	辻英人公認会計士事務所代表 社会福祉法人楽寿会監事 株式会社インヴェランス社外監査役 株式会社メタ代表取締役

- (注) 1. 取締役野木村修氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役成迫好洋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役生野裕一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役生野裕一氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役辻英人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、社外取締役および社外監査役を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役および監査役並びに当社子会社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等が当該役員等賠償責任保険にて填補されます。なお、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については補償の対象外としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の報酬決定における客観性と透明性を確保することを目的として、任意の報酬委員会を設置しております。報酬委員会における具体的な検討内容としては、役員報酬の透明性を強化するための取締役の個別報酬案、報酬基準について審議しております。取締役個人別の報酬等の内容の決定については、取締役会が報酬委員会に諮問し、同委員会の答申内容を尊重のうえ、決定しております。

取締役の報酬は、基本報酬および業績連動報酬により構成されております。業績連動報酬は、前事業年度における会社の業績および各取締役の役割や貢献度等を総合的に勘案して決定することとしており、当該業績指標の達成状況等に応じて評価を行ったうえで、その評価結果を翌事業年度の報酬額に反映するものとしております。

当該業績連動報酬に係る業績指標については、当社の中長期的な企業価値の向上および持続的な成長を図るうえで重要な指標であり、経営成果を適切に反映するものとして選定しております。

前事業年度における業績については、当該業績指標に照らした達成状況等を踏まえて評価を行っており、当該評価結果に基づき、報酬決定方針に従い、業績連動報酬の支給額を決定しております。

なお、監査役については、監査役の協議によって各人の報酬等の額を決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	106,758 (4,000)	88,000 (4,000)	18,758 (-)	- (-)	4 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	14,240 (10,920)	14,240 (10,920)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	120,998 (14,920)	102,240 (14,920)	18,758 (-)	- (-)	7 (3)

(注) 2024年2月27日開催の第12期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額3億円以内、監査役の報酬限度額は年額3千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち社外取締役1名)、監査役の員数は3名であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人との関係
成迫好洋氏の兼職先である株式会社Be winと当社との間には特別の関係はありません。

生野裕一氏の兼職先である弁護士法人アゴラ、株式会社グランディーズ、江藤酸素株式会社、株式会社江藤製作所、江藤産業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	野木村 修	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。半導体業界における豊富な経営経験に基づき、新規事業や管理体制について専門的な立場から監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	成 迫 好 洋	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。社外役員の豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	生 野 裕 一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制について適宜、必要な発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役野木村修氏、社外監査役成迫好洋氏、社外監査役生野裕一氏、監査役辻英人氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には定款に基づき賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額です。

連結貸借対照表

(2025年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,484,114	流動負債	1,200,998
現金及び預金	633,871	買掛金	426,517
売掛金	249,162	短期借入金	200,000
商品	876,127	1年内返済予定の 長期借入金	31,288
貯蔵品	117	未払法人税等	64,695
未収消費税等	676,288	契約負債	297,593
その他	48,546	賞与引当金	1,146
固定資産	286,034	その他	179,756
有形固定資産	213,183	固定負債	144,883
建物及び構築物	116,964	長期借入金	142,436
機械装置及び運搬具	1,026	資産除去債務	2,240
土地	93,323	退職給付に係る負債	206
その他	1,868	負債合計	1,345,881
無形固定資産	23,985	(純資産の部)	
その他	23,985	株主資本	1,429,192
投資その他の資産	48,865	資本金	299,090
繰延税金資産	23,482	資本剰余金	293,010
その他	25,383	利益剰余金	837,091
資産合計	2,770,148	その他の包括利益累計額	△4,925
		為替換算調整勘定	△4,925
		純資産合計	1,424,266
		負債・純資産合計	2,770,148

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2024年12月1日)
(至 2025年11月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,628,372
売 上 原 価		7,658,197
売 上 総 利 益		970,174
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		614,569
営 業 利 益		355,605
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,239	
補 助 金 収 入	381	
そ の 他	1,204	9,824
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,614	
売 上 債 権 売 却 損	4,914	
為 替 差 損	8,692	
上 場 関 連 費 用	8,460	
そ の 他	2,289	26,970
経 常 利 益		338,459
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		338,459
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	86,149	
法 人 税 等 調 整 額	3,065	89,214
当 期 純 利 益		249,244
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		249,244

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,350,484	流動負債	1,194,110
現金及び預金	532,949	買掛金	426,517
売掛金	249,162	短期借入金	200,000
商品	876,127	1年内返済予定の 長期借入金	31,288
貯蔵品	117	未払金	14,955
前渡金	2,322	未払費用	89,295
前払費用	10,280	未払法人税等	60,202
未収消費税等	676,288	契約負債	297,593
その他	3,234	預り金	74,258
固定資産	394,246	固定負債	144,676
有形固定資産	212,224	長期借入金	142,436
建物	115,338	資産除去債務	2,240
構築物	666	負債合計	1,338,787
車両運搬具	1,026	(純資産の部)	
土地	93,323	株主資本	1,405,943
その他	1,868	資本金	299,090
無形固定資産	23,985	資本剰余金	293,010
ソフトウェア	6,796	資本準備金	211,090
ソフトウェア仮勘定	17,188	その他資本剰余金	81,920
投資その他の資産	158,037	利益剰余金	813,841
関係会社株式	111,080	その他利益剰余金	813,841
長期前払費用	17,664	繰越利益剰余金	813,841
繰延税金資産	23,167	純資産合計	1,405,943
その他	6,126	負債・純資産合計	2,744,730
資産合計	2,744,730		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年12月1日)
(至 2025年11月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,326,946
売 上 原 価		7,392,197
売 上 総 利 益		934,748
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		608,012
営 業 利 益		326,736
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,230	
補 助 金 収 入	381	
そ の 他	2,172	10,783
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,614	
売 上 債 権 売 却 損	4,914	
為 替 差 損	8,218	
上 場 関 連 費 用	8,460	
そ の 他	2,289	26,497
経 常 利 益		311,023
税 引 前 当 期 純 利 益		311,023
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	81,647	
法 人 税 等 調 整 額	3,380	85,027
当 期 純 利 益		225,995

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年1月26日

株式会社TMH

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒 牧 秀 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 寄 健

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TMHの2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TMH及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の計算書類に係る監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年1月26日

株式会社TMH

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ 福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒 牧 秀 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 寄 健

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TMHの2024年12月1日から2025年11月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

監査役監査における重要な後発事象は認められません。

2026年1月27日

株 式 会 社 T M H 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 成 迫 好 洋 ⑩

監 査 役 生 野 裕 一 ⑩

監 査 役 辻 英 人 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数 (株)
1	えなみ たいすけ 榎並大輔 (1982年4月8日生)	2006年4月 2010年1月 2012年3月	(株)東芝入社 (株)セミフレン 代表取締役 当社代表取締役社長就任 (現任)	2,099,500
2	かつき けんいち 香月賢一 (1973年6月15日生)	1992年4月 2016年7月 2017年2月 2024年12月	(株)東芝入社 当社入社 事業部推進部 当社取締役就任 (現任) フィールドソリューション事業部長 戦略SCM事業部長 (現任)	—
3	せき まき 関真希 (1981年12月24日生)	2007年4月 2011年8月 2015年12月 2017年2月	(株)日立物流 (現ロジスティード(株)) 入社 デロイトトーマツコンサルティング合同会社入社 当社入社 経営管理部 当社取締役経営管理部長就任 (現任)	55,000
4	のぎむら おきむ 野木村 修 (1958年4月7日生)	1981年4月 2003年4月 2010年4月 2013年2月 2014年4月 2015年4月 2019年6月 2023年4月	(株)日立製作所 入社 (株)ルネサステクノロジ転籍 ルネサスエレクトロニクス(株)転籍 同社 執行役員就任 生産本部長 ルネサスセミコンダクタパッケージ&テストソリューションズ(株)代表取締役社長 兼 ルネサスエレクトロニクス(株) 執行役員就任 ルネサスセミコンダクタパッケージ&テストソリューションズ(株)代表取締役社長就任 レナード(株) 入社 当社社外取締役就任 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 野木村修氏は社外取締役候補者であります。
 3. 当社は野木村修氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
 4. 野木村修氏は、半導体業界での豊富な見識を有し、同業界で代表取締役として企業経営に関わった経験と知見に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 5. 野木村修氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年11か月となります。
 6. 当社は、野木村修氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。野木村修氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約は引き続き効力を有します。
 7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、取締役がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害を当該保険契約において補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることになり、当社は当該保険契約を更新する予定であります。
 8. 代表取締役社長 榎並大輔の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるET Family Asset株式会社が所有する株式数2,000,000株を含めた実質所有株式数を記載しております。

第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）及び監査役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2024年2月27日開催の第12期定時株主総会において、取締役に対して年額300百万円以内と、監査役に対して年額300百万円以内としてご承認いただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（以下「対象役員」という。）に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、既存の報酬枠とは別枠で以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度を導入することとしたく、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象役員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、当社に対する金銭報酬債権とし、支給する金銭報酬債権の総額は、取締役について年額42百万円以内、監査役について年額8百万円以内といたします。また、対象役員は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これによる発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役について年2万5千株以内と、監査役について年5千株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当を含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定いたします。

なお、第1号議案が原案通り承認可決された場合、本制度の対象役員の員数は取締役（社外取締役を除く。）3名、監査役3名となります。各対象役員への具体的な支給時期及び配分については、取締役については取締役会において決定し、監査役については監査役の協議によって決定することといたします。

本制度は、上記のとおり、対象役員に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものであり、本議案の内容は相当なものであると判断しております。なお、当社は「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針」を定めており、その内容は事業報告12頁に記載のとおりであります。本議案が承認可決された場合には、28頁から29頁に記載のとおり当該方針を変更することを予定しております。

【本制度の内容】

1. 本制度の概要

本制度は対象役員に対し、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象役員に当社普通株式を発行又は処分（以下「交付」という。）し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社普通株式の交付に当たっては、当社と対象役員との間で、「2. 本割当契約において定める内容の概要」を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

2. 本割当契約において定める内容の概要

(1) 譲渡制限期間

対象役員は、本譲渡制限付株式の払込期日から当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割り当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除

対象役員が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」という。）、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、そのすべての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 本割当株式の無償取得

対象役員が役務提供期間の満了前に、当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失した場合、当社は本割当株式を当然に無償で取得することができる。

また、当社は譲渡制限期間の満了した時点において、上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得することができる。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が当社の指定する金融機関に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

(5) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該再編行為等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。

(6) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容は事業報告12頁に記載のとおりであります。本議案を承認いただいた場合には、以下のとおり当該方針を変更いたします。

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の報酬決定における客観性と透明性を確保することを目的として、任意の報酬委員会を設置しております。報酬委員会における具体的な検討内容としては、役員報酬の透明性を強化するための取締役の個別報酬案、報酬基準について審議しております。取締役個人別の報酬等の内容の決定については、取締役会が報酬委員会に諮問し、同委員会の答申内容を尊重のうえ、決定しております。

取締役の報酬は、基本報酬および業績連動報酬からなる金銭報酬ならびに中長期的インセンティブとしての株式報酬により構成されております。

業績連動報酬は、前事業年度における会社の業績および各取締役の役割や貢献度等を総合的に勘案して決定することとしており、当該業績指標の達成状況等に応じて評価を行ったうえで、その評価結果を翌事業年度の報酬額に反映するものとしております。

当該業績連動報酬に係る業績指標については、当社の中長期的な企業価値の向上および持続的な成長を図るうえで重要な指標であり、経営成果を適切に反映するものとして選定しております。

前事業年度における業績については、当該業績指標に照らした達成状況等を踏

まえて評価を行っており、当該評価結果に基づき、報酬決定方針に従い、業績連動報酬の支給額を決定しております。

株式報酬については、当社の企業価値の持続的な向上を図るための中長期的なインセンティブを付与するとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みを一層促進することを目的として譲渡制限付株式を支給しております。

本株式報酬は、当該目的に照らし、当社の経営方針および中長期的な成長戦略との整合性を踏まえて設計しております。

なお、監査役については、基本報酬および株式報酬から構成しており、監査役の協議によって個人別の報酬等の額を決定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大分市高砂町2番48号

ホテル日航大分 オアシスタワー 3階 紅梅の間



【会場までのアクセス】

- ◆ JRご利用の場合
JR「大分駅」下車 府内中央口(北口)より徒歩10分、タクシー5分
- ◆ バスをご利用の場合
大分バス「オアシス広場前(東側)」下車、徒歩1分
- ◆ 大分空港よりお越しの場合
大分交通工アライナーバスで「JR大分駅前」まで60分
JR大分駅前から徒歩10分、タクシー5分